### <投稿論文>

# 発達障害児から発達障害者への 成長の過程についての一考察

――社会的な自立主体として生きてゆくために――

にいざ生活支援センター 鈴木 優子

#### 1. 目的

この論考の目的は、当事者本人に自覚しにくく、周囲の他者からも理解されにくい発達障害を抱えながら生きる人々への支援のあり方について、よりよい方法を模索することである。一事例を検討しながら、ミクロ(本人、家族等)、メゾ(地域、生活上の基礎自治体等)、マクロ(司法、国家的施策等)といった3つのレベルに沿って、問題を整理し、必要な支援にたどり着くために適切な方法を考える。未熟な一実践事例にすぎないが、支援へのかすかな一助になればと思い、恥ずかしさを顧みず投稿することとした。なお、本事例記載については、論者がかつて勤務した福祉施設のものであり、本人の了承の下、個人情報がわからない程度に加工して叙述している。

### A 君のケース

A 君は来所当時 18 歳 8 ヶ月、少年院を仮退院した後の帰住先を実父の元に指定され、20 歳になるまで「保護観察付き」で実家に住まうことが決定していた。遵守事項として就労活動をし、なるべく早く自立生活へ移行することと定められていたので、日中は地域生活支援センターに通所し、そこからハローワークへ就職相談に行くことが彼の日課となった。

しかし、1ヶ月もしないうちに父の家に同居することに耐え切れず、20歳過ぎまで紆余曲折の道をたどった。

# 2. 考察——マクロレベル、メゾレベル、ミクロレベルでの問題点の洗い出し

### 1) マクロレベル問題

A君の生活建て直しの経緯が困難を極めたもの になったのにはそれなりの背景がある。

聴き取りによれば、A君は幼少時に父母離婚、 親権は父親にあるがその父親がA君を虐待していたことがわかった。その後A君は児童相談所、 児童養護施設、児童自立支援施設、グループホーム、少年院とほとんど自分の家で過ごしたことがない。幼少期から精神科に通院、精神科病棟に一時保護入院2回の経験があった。少年院はA君の場合20歳で退院だが、司法判断では18歳で仮退院だった。退院先はまず保護者の住居が候補に挙げられ、保護者の同意があれば優先的にそこが帰住先となる。

しかし、それまでの経緯を考慮すれば 18 歳になっていきなり、父親の家に戻るというのにはいささか無理があるのでは、という環境調整の仕方への疑問があった。これがマクロレベルでの問題である。

#### 2) ミクロレベル問題

一方ミクロレベルでの問題としては以下のこと があげられる。

仮退院後、父親はA君に対しいろいろなルールを作り、見えない鎖でがんじがらめにしているようだった。

通所3日目にして、「父親に怒られる」と血相を変えたA君、理由は5時が門限であるのに遅れたからだという。「包丁を胸元に突きつけられて、恐ろしい事を言われる」と訴えてきた。職員

帰宅時間であったが、職員の一人が様子を見るために自宅へ行き、その日は何事もなく終わった。

翌日から、これは虐待案件であるか?との話し合いが支援者と行政職員、嘱託医を交えて議論され、その日のうちに保護司、本人を交えて今後を協議することになった。保護司の口から「父親は自分がA君を幼い時に虐待したから、仕返しをされるのではないか」と恐れていることが話された。保護司は保護観察所に連絡を取り、その翌日の面接を予約し、その夜は本人をホテルに宿泊させた。

# 3) マクロレベルとミクロレベルの問題の錯綜、 その 1

翌日、予約時間に保護観察所に職員同行のもと で出頭した。本人一人で保護観察官と面接し、一 方的に父親の家に戻れと言い渡されてしまった。 この処遇は適切ではないと思われたが、他に住ま うところが無い以上、従わざるを得なかった。帰 り際、実母を探し親権を移したいと希望したので、 役所で住民票からたどった。そこでわかったのは、 父親がA君へ虚偽の説明をしたことである。現在、 再婚相手とは離婚しているが行くところがないの で同居しているという。何のためにそのような嘘 をついてまで A 君の引き受け先となろうとした のか。家族が司法を前にして対応に戸惑っている 心情があるように思われる。ここに、マクロレベ ル問題とミクロレベル問題の錯綜が見て取れる。 A君の落胆は目に見えてひどく、その後、日々の 言動が明らかに荒れてきた。

# 4) マクロレベルとミクロレベルの問題の錯綜、 その 2

18歳から20歳までの保護者のない者、又はあるように見えて実はその機能が果たされていない者については、実際はなんの保護も受けられないままで、その日その日を凌いでいるのが現状である。これはマクロレベル問題である。

ミクロレベル問題として、A 君には幼少時から 発達障害診断があった(親族中が知っていたこと が後にわかった)。ところが少年院時代に医務官から「幼少時の虐待による情緒と行動の障害」診断へ変えられた。このあたりの経緯については、本人の断片的な話しぶりと家庭環境から推測することになる。おそらく、「発達障害」ゆえ落ち着きがなく家族の誰にも手に負えない厄介者と思われたのだろうし、本人は心理的には愛着形成の不全から甘えたくて仕方がないもどかしさを暴力的行為に訴えたのであろう。家族は完全にすれ違いになっていた。

少年院に入った時は「こんな家に帰るくらいなら、少年院のほうがまだましだ」と自暴自棄になっていたことを本人は後に告白している。少年院でも職員への暴力があり、懲罰はどんどん重くなった。しかし、本人から聞くと「個室になって、食事も持ってきてくれてすごく楽だった」と後述している。これは明らかに発達障害特有の感覚過敏ゆえ静寂を好む特性の少年を、社会的に重い懲罰独房に入れたのである。少年時代のほとんどをこのようなミスマッチ環境の中で、A 君は過ごさねばならなかった。この点はマクロレベル問題とミクロレベル問題の錯綜である。障害への理解が抜け落ちている。

この A 君が 18 歳になり、父親との同居が上手く行かない状況に、福祉的支援は手が届かなかった。自立準備ホームやグループホームを当たったが、空がなく、また A 君のケースは困難として断られた。福祉支援として、生活の場であるメゾレベルへの展開を割り込ませることは不可能であった。

## 5) マクロレベルからメゾレベルの問題へ

そうするうちに、A 君は、気持ちが煮詰まった 挙句窃盗罪で拘留された。しかし、結果的には A 君は家裁から寮付き職場を紹介され父親の元から 離れられたのである。

ところが数ヶ月すると雇用主から追い出されて しまった。理由は、「仕事に出てこない」「一日寝 ている」とのこと。本人から聞くと周囲の職人さ んたちがある日突然、怒り出して相手にしてもら えなくなるという。「自分はいわれたとおり一生 懸命やっているのに怒られる」とぼそぼそ話して くれた。「朝早いから前日の夜から作業着を着込 んで準備して寝ているのに、起きられず、仕事に 置いてきぼりになった。」など話してくれた。雇 用主からの話では「この年末年始無断外泊して、 給料を全部使った」と怒り心頭に達していた。訪 間面会したときには、その日のうちに出て行けと 申し渡され途方にくれていた A 君に対し、支援 者は何も手助けができなかった。これらのすれ違 いは発達障害に対する本人の自覚のなさ、周囲の 無理解から生じているように思えた。単純にマク ロレベルからメゾレベルへ問題をおろすだけでは 十分に対応ができなかった。

# 6) メゾレベルからミクロレベルの問題への収斂

その後、当センターに現われたA君は「職人 仲間が独立開業したので手伝いをしている」と、 元気そうに報告してくれた。しかし1ヶ月もする と朝早くふらりとセンター駐輪場に現れ、「こん な時間にどうした?」との問いに対して黙してい た。「あなたはトラブルになりやすいから、きち んと医療にもつながって相談相手がずっと必要」 と話しかけると、下を向いて涙をポロポロこぼし た。連絡もなく2~3ヶ月が過ぎて、突然保護 司から電話が入った。「A 君が自転車に乗ってい たところ車にぶつけられて打撲1週間の入退院 後、期限付きで父親の家にいるが、継母からいつ までいるのと責められ、いくところがないという 訴えがあり、協力してもらえないか」というもの だった。これはチャンスと思い「医療的につなが りがあればグループホームなどの紹介も可能」と 返事した。

しばらくして、本人が当センターに現われ、職員と面接した上でその場で診察の予約を取り、職員同行で通院が開始された。

料亭で住み込みをしているとか、一人親方の手 伝いをしているとか、来るたびに話しが変わって いたが、給料のある間は自主的に通院をした。し かし孤軍奮闘のA君は結局ホームレス状態になっ た。A君の問題はメゾレベルからミクロレベルへ と収斂していき、障害を抱えたまま独りぼっちに なった。

# 7) ミクロレベルからメゾレベル問題へ――福祉、 行政、司法の連携、その 1

当センターにある日ふらっと現われて、A 君が「今日で 20 歳になった」と報告してくれた。その後、警察からの拘留の連絡が入り、面会に行くと悪ふざけの態度で空元気を見せてくれた。その様子を見ながら「私はあなたが芯のところでは素直な子だって事を知っているよ」と語りかけると、その瞬間下を向いてからだの動きが止まった。それから真剣な表情で顔を上げた。そこで「福祉の支援を受けたいという意思がありますか」と尋ね、意思を確認した。A 君は「負の連鎖から抜け出したい」と明言した。

すでに国選弁護人に対しては、生活保護を受けないで自力で生活を立て直したいと希望していた。

そこで、ミクロレベルからメゾレベルへの展開 を開始した。拘置所にいる間に、A君のための地 域定着支援を考え、自治体の定着支援センターへ 連絡を入れて、定着センター職員、行政職員、支 援者で支援会議を開いた。親族にも連絡を取り居 住できる場所がある事を確認した。1週間後に公 判となった。結果、その場で釈放であった。とこ ろが想定外のことが起こった。親族へ連絡を取る と態度が一変し、受け入れられないと断られた。 そこで保護観察所へ保護先を求めたが宿泊保護先 を紹介してくれない。親族からは見放されたうえ、 司法と福祉の連携の難しさを感じた瞬間であっ た。「福祉支援に乗ってほしい」と言った支援者 の言葉はことごとく覆され、結果はA君の行き 場がどこにもないという振り出しに戻っただけで あった。

# 8) ミクロレベルからメゾレベル問題へ――福祉、 行政、司法の連携、その2

その1週間後A君は軽微な犯罪で警察に拘留

君が社会的主体となる始点であった。

された。釈放4日後また拘留された。国選弁護人からの連絡で面会に行くと、A君は「もうこれ以上警察沙汰になりたくない。刑務所だけは絶対にいやだ。自分で働くにも限界があるから生活保護を受けて生活をしたい」と希望を述べた。

そこで、再度ミクロレベルからメゾレベルへの 展開である。支援者は A 君の出所日に合わせて 受け入れられる居住場所を探した。運よく、出所 日から 5 日目に入れるシェルターとグループホー ムが見つかった。早速シェルター責任者、弁護 人、支援者と 3 名で接見し本人の様子と意思の堅 さを確認の後、支援会議を行なった。まず、生活 保護の申請をどの自治体で行うかについて、シェ ルター責任者が下準備した。ある自治体が快く受 け入れ約束をしてくれた。

釈放後、弁護人が生活保護受給まで見守る責務を果たした。その自治体で紹介された無料低額宿泊所に宿泊できることになった。A 君の特性を配慮した選定だったのでシェルターには入らずにすんだ。

グループホームも受け入れ準備をしたが、本人 に確かめると「今はまだ行きたくない」との返事、 そこで意思を尊重した。

今 A 君は、安心できる自分の住処を得られて満足している。ついにメゾレベル問題へと帰着したと言える。

# 3. まとめ

A君の事例から学べるのは以下のことである。 ミクロとマクロの問題の錯綜を解きほぐして問題点を往復させたとしても、何も解決しない。障害ある個人が司法の下で懲罰を受けることでは、その人の人生の新しいスタートはなかった。問題はメゾ部分への広がりが作れるかである。マクロからメゾへ問題をおろしていく方法は成果を出せなかった。唯一成功したのは、福祉、行政、司法が連携して、ミクロ問題をメゾ問題へと押し広げた時だけであった。この連携は何度も繰り返す必要があった。A君が福祉との接点を保てたのは素朴な信頼を寄せてくれたからである。これはA